

## エネルギー価格激変緩和対策事業の継続を求める意見書

現在、国においては、ロシア・ウクライナ戦争及び円安等を要因とするエネルギー価格の高騰が市民生活や経済活動にもたらす影響に配慮し、その負担軽減を目的にエネルギー価格の激変緩和対策事業等を実施しています。

エネルギー小売価格は高止まりの状況にありますが、更なる価格上昇が抑制されていることは、当該事業等の実効性を示すものであり高く評価されます。

しかしながら、このエネルギー価格の激変緩和対策事業等は本年9月までを期限としていることから、事業終了後の急激な小売価格の上昇が予想され、市民生活及び産業界に負担増や経営悪化などの大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

ロシア・ウクライナ戦争の終結は未だ見通せず、為替レートも円安の状況が当面続くものと考えられることから、この先においても、エネルギー小売価格が下落し一定程度安定したと判断されるまで、引き続きエネルギー価格の激変緩和対策が必要です。

よって、国におかれては、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」及び「燃料油価格激変緩和対策事業」を本年10月以降においても継続されるとともに、LPガス価格高騰対策及び特別高圧受電事業者電気料金負担軽減対策を実施する地方公共団体への財政支援についても同様に継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年7月3日

上田市議会議員 佐藤 論 征